

別記様式第1

| | | |
|---|--|--|
| <p>地震防災 災害 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用</p> <p style="text-align: center;">緊急通行車両等事前届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>香川県公安委員会殿 届出者住所 (電話)</p> <p style="text-align: right;">氏名 印</p> | <p style="text-align: right;">第 号</p> <p>地震防災 災害 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用</p> <p style="text-align: center;">緊急通行車両等事前届出済証</p> <p>左記のとおり事前届出を受けたことを証する</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">香川県公安委員会 印</p> | |
| <p>番号標に表示 されている番号</p> | | |
| <p>車両の用途（緊急 輸送を行う車両に あっては、輸送人 員又は品名）</p> | | |
| <p>使用者</p> | <p>住所</p> <p style="text-align: center;">() 局 番</p> | |
| | <p>氏名</p> | |
| <p>出 発 地</p> | | |
| <p>(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署又は警察本部に提出してください。</p> | | <p>(注) 1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続きを受けてください。</p> <p>2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会（警察署又は警察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。</p> <p>3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。</p> <p>(1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。</p> <p>(2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。</p> <p>(3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。</p> |

備考 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列4番とする。